

登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 14 条、第 61 条第 1 項又は第 75 条第 3 項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 1 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	ハイドロテック株式会社
登録教習機関の住所	埼玉県蓮田市駒崎 1765 番地 10 号
代 表 者 職 氏 名	代表取締役 伊藤 睦
技能講習の業務を行う 事務所の名称及び所在地	ハイドロテック技能講習センター
	埼玉県蓮田市大字閼戸 3948-4
行うことができる技能講習	フォークリフト運転技能講習
登 録 更 新 年 月 日	令和 7 年 7 月 21 日
登録の有効期間の満了日	令和 12 年 7 月 20 日
登 録 番 号	第 334 号

令和 7 年 7 月 2 日

埼玉労働局長

